

平成 18 年度 第 3 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成 18 年 9 月 26 日（火）午前 9 時 30 分～11 時 20 分
- 2 会 場 市役所 4 階 第三委員会室
- 3 出席者等 委 員 西澤会長、五十嵐副会長、坂内委員、箕輪委員、原田委員、
大久保委員、中村委員、野崎委員
(欠席 棚橋委員、柴沢委員)
市 生活環境課長、清掃センター長、栄サービスセンター市民
課長、下田サービスセンター市民課長、生活環境課長補佐、
清掃センター次長、廃棄物対策係長
報 道 0 人
傍聴者 0 人
- 4 審議会記録
議長（西澤会長） 定刻になりましたので、審議会を開催します。
はじめに、議第 1 号ごみ処理手数料料金体系の見直し及び事業
系ごみの減量化方策について事務局説明願います。

事 務 局 <議第 1 号ごみ処理手数料料金体系の見直し及び事業系ごみの
減量化方策について説明する>

議長（西澤会長） 議第 1 号の説明について質問をお受けしますが、今後の事業系
ごみ処理料金をどのように設定したらいいのかについてもご意見
をお聞きます。

野崎委員 D 案の累進負担方式では、ごみを小分けにして搬入すると安く
なりますね。

事 務 局 そのとおりです。

坂内委員 ごみ処理料金を改定しようとする事で、処理料金に対して処
理経費はどの位ですか。市からの持ち出しはどの位ありますか。

事 務 局 (資料 1 の 2 ごみ処理手数料の改正案摘要欄)H15 年度で 1 トン
当り 23,337 円、10 キロ当り 233 円、H16 年度で 1 トン当り
23,196 円、10 キロ当り 232 円程度で、概ね 10 キロ当り 230

円程度で、いずれの料金改定案も処理費の半分以下です。

坂内委員 処理料金で、事業ごみ・家庭ごみ処理費用を全部賄うとすると、10 キロ当り 230 円程度になる。それが一番望ましいが、一気に料金を上げるのは難しい。

議長（西澤会長） 家庭ごみ料金は改定しない。事業ごみの料金改定をするということです。

本来、産業廃棄物は市で処理するのではなく、事業者又は処理委託業者が処理しなければならない。産廃処理施設に持ち込めば 10 キロ当り 230 円程度の処理費用となるが、併せ産廃として市の処理場へ持込しているので、今は非常に安い料金で処理されている。一番厳しい措置は、全ての産業廃棄物の持ち込みを禁止すること。

ただ、市内の小規模事業者については、併せ産廃で持ち込みを認めてもいいのではないか。ただ、従来の料金でいいという話ではない。どの程度の受入量にして、どの程度の料金設定にするのかです。

先般、清掃センターでごみの搬入現場を見てきたが、可燃ごみと資源物を混載して搬入するなどの状況があり、資源物の分別を進めさせるためにも、ある程度の料金設定が必要となる。近隣市町村よりも安過ぎると近隣からごみが流れてくる。持ち込んでも、得にならない料金設定が必要と思う。

五十嵐副会長 例えば、市以外のエコパーク等の産業廃棄物処分場での処理料金の現況を把握していますか。

事務局 参考として、中越地域のある民間の産業廃棄物場での処分料金は、紙くず 5,000 円/m³、木くず 8,000 円/m³、動植物性残渣 30,000 円/m³又は 23,000 円/トンです。
エコパークいずもぎきの処分料金は紙くず・木くず各 20,000 円/トン、動植物性残渣 24,000 円/トンです。

中村委員 エコパークでは、重量当りでの産廃処理料金設定を行っているので、処理料金をベースにして、市の設定料金が安くなるのかどうか。近隣市町村との横並び料金設定も大事だが、基準は事

業系一廃よりは、産廃の適正処理コストを勘案して産廃に比重を置いた料金設定が必要と思う。

議長（西澤会長） わりあい高額な部類の料金設定の市町村処理料金でも、民間の産業廃棄物処理料金と比較すると半額程度となっている。

五十嵐副会長 個人的な見解ですが、料金が若干値上げされることは仕方ないので、それよりも安心して捨てられる場所（市の施設）があったほうがありがたい。

事務局 ISO を取得するなどのために、事業所が一般廃棄物処理について相談に来られたときは、その処分方法、処分場などの情報を提供している。

議長（西澤会長） 資料 3－2 にある資源化率 15.7% とあるが、廃プラ、木くずなども資源化が可能と思われるし、料金を改定して高くしても、資源化を進めれば、ごみは減るし、実質的に負担はそう大くないと思う。だから、近隣市町村程度の料金は資源化のためにも必要だと思う。

事務局 廃プラ、木くずなども資源化が可能です。

中村委員 料金設定は上げていくという考えの中で、一気に又は段階的に上げる方法があるが、私は段階的に上げる方法に賛成です。段階的に上げていくとともに、資源化率向上のための諸施策を実施していく。そのためには、日頃、事業ごみを収集している許可業者を年 1 回程度集めて、市の減量化施策を指導することによって、事業ごみの資源化も推進されるのではないかと。

議長（西澤会長） 受入制限をするかどうかですが。大規模企業は市の処理施設に持ち込まず、民間産廃処理場へ搬入してもらえばいいし、小規模事業所に限っては、市で面倒をみるというあたりが適当な気がしますが。

事務局 現場としては、新焼却場が建設されるまでは、出来るだけ持ち込みごみを少なくしてほしい。

- 議長（西澤会長） 焼却場の苦しい事情も分かりましたが、産廃を一気に受付けないとするは厳しい。許可制にしたらどうですか。
- 野崎委員 許可制にすると市外のごみは入ってこないわけですね。
- 議長（西澤会長） そのとおりです。許可した人以外は搬入できない。
- 坂内委員 併せ産廃の受入制限は必要と思うが、民間処理場に流れた併せ産廃が不適正処理されることが危惧される。
- 議長（西澤会長） 適正な料金を支払えば心配することはない。市で安い料金で併せ産廃を受入していると民間処理業者を圧迫することになる。民間処理業者を育成するためにも、受入制限することは必要と思う。
- 箕輪委員 産廃の受入制限の線引きとしては、資本金、従業員数、産廃の種類などとし、処理料金に市と民間に差があり過ぎののではないかと思う。できるだけ、市の料金設定を民間業者の6～7割程度に近づける配慮が必要。
受入れを許可制にした場合、三条市の事業所数等を勘案したとき許可証の発行や書き換えがスムーズにいくのか。他市の処理料金とほぼ横並びに改正すれば、ごみの流入は防げる。
- 議長（西澤会長） 許可制にすると事務が煩雑になるのではという意見がありますが。
- 事務局 現在、産廃の金属くず(研磨くず)を許可制で受入している。許可条件は従業員数(事業主を含めて)3人以内、受入量は年間2トン。申請があると、その都度、現地確認を実施し許可証を交付している。
- 議長（西澤会長） 申請があつたものについて、現地確認後、順次許可証を交付するということであれば、手が回らないことはないですね。
- 箕輪委員 許可制であることを浸透させた上で、必要があれば申請してく

ださいということで事務処理をする。

議長（西澤会長） 基本的には産廃を受入れしない。特別な事情がある場合に限り、審査のうえ受入れるということでどうですか。

事務局 原則として受入れしない。市長の許可を受けた場合はこの限りでないので、内規で詳細を定め、その基準に合致するものについて、申請後許可証を交付する。

議長（西澤会長） 料金は一般廃棄物と産業廃棄物とも同一とし区別しない。内規等は後日検討することとして、具体的にいくら料金をするかですが。

事務局 併せ産廃（産業廃棄物）については、三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 13 条で「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残渣」の 4 種類を定めている。受入れ許可要件については施行規則ではなく内規で決める。

五十嵐委員 道心坂埋立地について、何年後には満杯になるが、その場合の代替地や用地買収等の話は現状においてあるのか。

事務局 道心坂埋立地については平成 25 年度まで計画どおりもたせたいので、現状でも年間 1,000 トン（清掃センター焼却灰）を県外の処分場で処理をお願いしている。平成 25 年度以降については、新埋立地を確保するのか、全量を県外の処分場で処理をお願いするのか、現在の埋立地を掘り起こして、新焼却場の中で焼却して減量化したものを埋め戻して延命化を図るなどの手法が考えられるが、いつまでも今のままでいいというわけにはいかない。近いうちに、どちらの選択をするのか、確立をしていかなければならない。

五十嵐委員 例えば、埋立地をつくるための基金等による財源確保も必要と思う。埋立地がなくなってしまってからでは遅い。早めの対応が必要。

事務局 新しい処分場をつくる場合には、国から交付金も出るが、一番

の問題は、埋立地は埋立が完了しても、浸出水が安定するまでは廃止できない。それまでの間は浸出水処理施設の管理を継続していかなければならない。

将来的なランニングコストの問題もある。三条市にとって一番安全な処理は県外排出だが、処理費が高額になる。また、三条市で発生したごみを他市町村へ押し付けることでいいのかという社会的問題もある。どれを選択するのか、難しい問題を含んでいる。

議長（西澤会長） それで、具体的料金ですが、E案を見ていただくと可燃ごみ・不燃ごみとも、いずれは100円にするとされており、産廃処理費で、エコパークの例で一番安い紙ごみでも10kg当り200円で、その6割ですと120円。料金をどのくらいに設定したらよろしいでしょうか。

五十嵐委員 100円に近づけることがベターと思うが、料金は上がる方向、現状100円の市町村も将来値上げすることも考慮しなければ。

箕輪委員 高めに設定しておいて、段階的に改定して何年度までに120円にする。

中村委員 段階的に料金改定していく方法にしておき、最悪25年度120円としておき、目標とする資源化等が図られ、ごみ減量化が推進された場合には、無理して改定しない考え方もあるのでは。そのことを条例等に記載しておけば。

議長（西澤会長） 目標とする資源化等が図られ、ごみ減量化が進んだ場合には料金改定をしないという方法はどうですか。

事務局 条例・規則の定め方として、何年にいくりにしますとは出来ませんが、何年に判断するということは出来ない。審議会の答申に織り込むことは出来ると思いますが。

議長（西澤会長） エコパークで一番安い紙ごみ処理でも10kg当り200円で、その6割ですと120円です。目標を10kg当り120円でどうですか。19年度・20年度を50円、21年度・22年度を80円、23

年度・24年度を100円、25年度120円とする。

- | | |
|----------|--|
| 事 務 局 | 条例・規則の中では、基本的には料金は10 kg当り120円とし、ただし、激変緩和の経過措置で段階的に料金を改定する。 |
| 議長（西澤会長） | 現在、10 kg当り約28円。ごみの減量化を実施すれば、負担は大きくない。 |
| 箕輪委員 | 会長のご提案には賛成です。心配されるのは、事業ごみの家庭ごみへの流入ですが、この辺の歯止めをどうするかです。これはモラルの問題ですが、歯止め策をどうするかですが。 |
| 事 務 局 | 定期的に、ごみステーションの巡回等を実施し、排出事業者が特定された場合には、徹底指導する等が考えられます。 |
| 中村委員 | 市の広報誌等で資源化関係について周知はしているが、事業者にはよく理解されていない。それで、先ほども話したが、事業ごみ収集をしている許可業者を指導して、事業者に対して分別処理・資源化等のアドバイス出来るようにする。資源物を無料で処理しているところも多い。 |
| 議長（西澤会長） | <p>併せ産廃は原則として受入しない。市長が認めたもの（許可制）とする。内規は後日検討する。</p> <p>料金は10 kg単位とし、19年度・20年度を50円、21年度・22年度を80円、23年度・24年度を100円、25年度120円とし、段階的に改定していく。</p> <p>ごみの種類別及び事業ごみ（併せ産廃含む）・家庭ごみ別の料金設定はしない。</p> <p>次回は中間答申案について審議します。</p> |